

## 仕様書

1. 件名 出入管理情報システム携帯型P Sカードリーダー端末機器2台修理外2点

2. 概要

当業務は、出入管理情報システムで使用する携帯型P Sカードリーダー端末機器の修理及び本修理に伴う機器購入を行うものである。

3. 履行期間

契約締結日から令和6年5月31日までとする。

4. 作業内容

| 工種名称 | 規格・形状寸法    | 単位 | 数量 | 備考          |
|------|------------|----|----|-------------|
| 機器修理 | キーユニット交換   | 個  | 2  | DT-X200     |
|      | キーサブアッシー交換 | 個  | 2  |             |
|      | バックアップ電池交換 | 個  | 2  |             |
|      | タッチパネル交換   | 個  | 1  |             |
| 機器購入 | LANクレードル   | 個  | 1  | HA-K62IO    |
|      | 充電電池パック    | 個  | 3  | HA-K23XLBAT |

機器修理場所

1) 機器交換作業は受注者工場にて実施するものとする。

購入部品の納入場所及び条件

1) 当局の指定する場所に納品するものとする。

九州地方整備局 港湾空港部 港湾危機管理官室

(住所：福岡市博多区博多駅東2丁目10-7)

2) 納入条件

1. 納入する機器は新品とする。

2. 納入に必要な経費は、受注者の負担とする。

5. 検査

本仕様書のとおり履行されたことの確認をもって検査とする。

6. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否

すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

## 7. 情報管理体制

- (ア) 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、保護を要さない情報であることを発注者が同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保すること。なお、発注者から同意を得た「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」に記載した情報に変更がある場合は、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について」を提出し、再度発注者の同意（「情報管理体制の変更同意について」）を得ること。

(確保すべき履行体制)

- ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
- ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ・受注者は、発注者が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「指導、監督、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本業務で知り得た保護すべき情報について伝達又は漏洩してはならない。

- (イ) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、発注者が同意した場合はこの限りではない。
- (ウ) 業務履行完了後における本業務で知り得た保護すべき情報に関する資料等の取扱い（返却・削除等）については、発注者の指示に従うこと。
- (エ) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部局へ報告すること。なお、国土交通省が行う報告徴収や調査に必ず応じること。

## 8. その他

その他疑義が生じた場合は、当局職員と協議するものとする。